

令和5年9月30日

お取引先様各位

株式会社トヨタレンタリース鳥取

適格請求書発行事業者に関する弊社登録番号のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定です。この度、弊社の登録申請手続きが完了いたしましたので、適格請求書発行事業者登録番号をご案内申し上げます。

適格請求書発行事業者登録番号 T8270001000485

上記の登録番号は、国税庁ホームページの「適格請求書発行事業者公表サイト」にて、ご確認いただくことができます。

【弊社のインボイス及びその交付方法】

●リース契約：令和5年10月以降の契約

お客様の計上方法	会計処理	仕入税額控除のために使用する適格請求書等
ファイナンスリース	資産計上	「リース契約書」、「リース料支払明細書」いずれか
ファイナンスリース	費用計上	A：「リース契約書+通帳 or 振込金受取書等」
オペレーティングリース	費用計上	B：「リース料支払明細書」 のA・Bいずれか

●リース契約：令和5年9月以前の契約

お客様の計上方法	会計処理	仕入税額控除のために使用する適格請求書等
ファイナンスリース	資産計上	インボイスは不要（既存通り）
ファイナンスリース	費用計上	「リース契約書+通帳 or 振込金受取書等」
オペレーティングリース	費用計上	+当案内（※1）

※1：2019年10月消費税増税時に増税対象とご案内した契約の消費税率は10%です。

また2019年10月消費税増税時に送付しました「請求予定表」の保存が必要です。

●リース契約以外のインボイス：既存の請求書

●レンタカーのインボイス：既存の請求書又は「貸渡料金精算明細書（兼ご請求書）」

※2023年3月末の関係法令等に基づき作成しており、改正等により変更する場合があります。

弊社のインボイス制度運用について、ご質問等がございましたら、弊社各担当者にご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具